令和四年二月八日

内閣衆質二〇八第八号

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長細田博之殿

衆議院議員松原仁君提出北朝鮮による日本人拉致問題の実際の規模に関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院議員松原仁君提出北朝鮮による日本人拉致問題の実際の規模に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

識している。 政府としては、 項第一号の認定がされている拉致被害者(以下「認定拉致被害者」という。)の人数は十七名であるが 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)第二条第 これ以上の詳細については、 認定拉致被害者以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者が存在していると認 今後の対応に支障を来すおそれがあることから、 お答えを差し

四について

控えたい。

帰国のために全力を尽くし、 もに、広く拉致問題についての関心と認識を深めるための啓発の取組を引き続き推進していく考えである。 全面解決に向けて、 致被害者以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者が存在しているとの認識 御指摘 \mathcal{O} 「中核に据えるべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、 拉致に関する真相究明及び拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していくとと 全ての拉致被害者の安全確保及び即時 政府としては、 の下、 拉致 認定拉 間 題 \mathcal{O}